

令和3年度
第2回鹿屋市子ども・子育て会議



令和3年8月25日

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

目 次

1 報告

- (1) 令和3年度第1回鹿屋市子ども・子育て会議の報告 …………… P 1

2 議事

- (1) 認定こども園における利用定員及び教育・保育給付の認定変更に係る
取扱について …………… P 6

1 報告

(1) 令和3年度第1回鹿屋市子ども・子育て会議の報告

令和3年度 第1回鹿屋市子ども・子育て会議 会議録（要点筆記）

開催日時	令和3年6月4日（金）	
開催方法	書面協議	
委員出欠	出席委員 27名	朝野委員、エルメス委員、鮫島委員、立切委員、鶴田委員、山口（翔）委員、山口（な）委員、米重委員、寶満委員、西之原委員、森委員、堂園委員、宮脇委員、副田委員、藤井委員、軀川委員、宮下委員、久野委員、新川委員、有川委員、清水委員、柳田委員、兒島委員、川崎委員、渡邊委員、末吉委員、吉永委員

1 協議内容

令和4年度教育・保育施設の認定こども園への移行について

2 回答状況

- (1) 委員数 27人
- (2) 回答数 26人

3 審議結果

有効回答数 26人

「承認します。」と回答した委員数 26人

「承認しません。」と回答した委員数 0人

4 その他意見

新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の対応について

(委員)

コロナ禍の中、鹿屋市内の小・中学校でも感染者が出てしまっています。今、市内の学校で感染者が出た場合、学校ではどのような対応がされているのでしょうか。例えば、これまで見つかった学校を参考に「〇〇（小中保育園）で児童または教員に感染者が出た場合の対応」…といった具体的な対応マニュアルを、各学校を通して保護者にも配ってもらえると、保護者としてもしもの場合に備えた準備、心構えが出来るので良いのではと思います。事前に学校の対応が分かるだけでも保護者は安心もできると思うのですが。

また、これまで子ども同士の中で感染が広がっていないのが幸いに思うのですが、子ども達のコミュニティは学校、家庭だけではなくありません。学童やスポーツクラブ、学習塾などもあります。例えば、子どもの感染者が出た場合、こうした機関等にもおおまかな情報がいくようにして、各機関が対応出来るような仕組み作りは出来ないでしょうか。

【回答】

本市では、『新型コロナウイルス感染症に係る感染者等発生時の対応』を作成し、各学校に周知しており、その資料を基に、教職員の共通理解を図り、保護者等に連絡を行うなど、速やかに対応しています。

例えば、学校関係者に感染者等が発生した場合、保健所の指導のもと、市教委が情報を集約し、学校に連絡を行っています。なお、学校の臨時休業等については、感染者等の行動や状況に応じて、休業の規模や日数が異なり、保健所との確認のうえ、各学校に連絡しています。

保育施設や放課後児童クラブ等については、市子育て支援課で『新型コロナウイルス感染症に関する対応について』を作成し、各施設へ通知することで、対応方法についての共通理解を図っています。

また、『新型コロナウイルス感染症に係る対応について（保護者用）』を作成し、各施設を通じて保護者への周知を図っています。

新型コロナウイルス感染者等の情報収集については、市子育て支援課において行っていますが、保育施設や放課後児童クラブ等を通じての情報提供となっています。

なお、保育施設等で感染者が発生した場合、施設の臨時休園の期間等については、市、鹿児島県、鹿屋保健所と協議し、施設を通じて保護者に連絡を行うこととなります。

また、保育施設等からの連絡については、夜間や休日でも対応できる体制を整えています。

児童生徒の支援について

（委員）

特に小学校でのグレーゾーンの子どもたちが年々増えてきているように思います。普通クラスと特別支援クラスどちらを選べばいいのか悩み続ける親御さん、普通クラスでのトラブル、親が認めないために普通クラスで問題ばかり起こり、一人で対応しなければいけない先生方。皆助けを求めています。コロナの中で行事等も減り見直されている中、いいチャンスだと思います。子育て支援課、教育委員会でこの問題に取り組んでいただけたらありがたいです。（特に親御さんは相談する場がなく苦しんでいるようです。）

【回答】

本市では、児童生徒のニーズを踏まえつつ、学びの場や具体的な支援の在り方等について、保護者からの相談を受けたり保護者へ情報を提供したりする「就学教育相談会」を年に2回（令和2年度は8日間）実施しています。この相談会では、医学、心理学、教育学といった各分野の専門家を相談員として委嘱し、相談に当たっています。

また、各学校においては、学級担任や特別支援教育コーディネーターが定期的かつ継続的に教育相談を実施し、児童生徒の現況や支援の在り方等について、保護者と情報交換を行っています。

教育委員会としましては、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導及び支援を展開できるよう、各学校における支援体制の充実化を図るとともに、関係機関等との連携に努めていきます。

子ども医療費助成制度について

(委員)

子ども医療費助成の年齢の上限が上がり、とても助かります。アレルギーや発達障害など持病のある親御さんは経済的にも助かると思います。

子育て交流プラザについて

(委員)

子育て交流プラザ、設備はもちろんです、スタッフの方の対応が非常に良く足を運ぶたびに元気を頂いています。2～3回の利用でも子どもの名前を覚えて下さる、換気の際もドアの近くに立って子どもから目を離さない等、子育てしている一利用者としても細やかな気配りがとても嬉しいです。コロナ禍収束後、もっとたくさんの方々に利用される場所になればと思っています。

(委員)

子育て支援施設の「ひよこ、ふれあい、ひまわり、バンビ」の開館が月・水・金なので、半分は火・木の開館日を設けてはどうでしょうか。

【回答】

雨の日でも親子で遊べる場所や広い施設が欲しい等の要望を受け、令和2年10月1日から県民交流センター内に子育て交流プラザが開館いたしました。新型コロナウイルスの感染症対策と運営上の都合により、現在のところ、プラザの開館日は火・木・土、つどいの広場が月・水・金となっております。両施設の他にも、月曜日から金曜日まで開館している「ふたばRCルーム」や「わかば楽楽」、「つどいの広場りな」もございますので併せてご利用いただければと思います。

放課後児童クラブについて

(委員)

小学生の子どもに放課後児童クラブを利用しています。我が家は途中で児童クラブを変更したのですが、利用料金が施設により本当に違うのだなと後になり知りました。(1回の利用、1か月の利用、1か月上限の有無など)共働き家庭は今の時代では当たり前なので同じ地域内で利用料金の差が大きくなならないよう、働く親たちが公平に施設を利用できるようになったらいいなと切に思います。

【回答】

現在、市内の放課後児童クラブは、市が民間に業務委託する形で運営されており、利用料については、各クラブの運営内容や人員配置、特色のあるクラブ活動を行うことなどを理由として、クラブの裁量により決定しています。

今回、「同じ地域内で利用料の差が大きくならないようにしていただきたい」とのご意見をいただきましたので、市内全体のクラブにおける利用料の平均額等をクラブに示すなど、クラブに対し参考となる情報を提供していきたいと考えております。

要保護児童の支援と関係機関との連携について

(委員)

要保護児童の把握をどのように行い、支援方法を取っているのか知りたい。要対協にあげられない家庭への支援、協力機関との連携強化を図るための取り組みを具体的に知りたい。民間と行政との連携強化を図りたい。

【回答】

要保護児童の情報は、保育園や幼稚園、小中学校や警察、各支援施設等児童や家庭と接する様々な経路から入ります。情報が入った際は、ケースの内容に応じて現に対象児童と関わりのある団体と情報連携を行い、必要な支援を行っています。要保護児童対策地域協議会に上がらないケースについても、同様の対応を行っていますが、今後も関係団体と連携を強化して対応していきたい。

(委員)

子育て支援課—健康増進課—児相—児家セン—教育委員会の風通しの良い連携を強化してってください。

【回答】

これまでも虐待案件については、要保護児童対策地域協議会や個別ケース会議を行い、関係機関と連携を図っております。今後も、関係機関との連携を密にし、対応していきたい。

子育て支援について

(委員)

コロナ禍がまだまだ続く中、一層きめ細かな子ども・子育て支援の施策実施を要望します。学童保育も含め。

(委員)

子どもは国の宝。どんな環境の中で生まれようと皆平等である。全ての子どもがこの幼児期に集団の中で保育・教育を受けることは、人間形成上極めて大切である。今後は、①認定こども園への移行を更に支援し、待機児童を減らすこと②

子育てに必要な環境の整備や拡充を図ること③今まで以上に若者世代に子育てにかかわる情報発信に努めること、これらはリンクしているので、それぞれの課題を解決する手立てを考えること、そして待機児童0を目指して頑張ってください。

【回答】

本市では、子どもの出産から子育てまでの切れ目のない支援を目指し、就学前の子どもに対する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、その他子ども・子育て支援法に基づく業務を実施しているところです。今後も子ども・子育て支援施策の推進を図り、さらなる充実に取り組んでいきたいと考えております。

2 議事

- (1) 認定こども園における利用定員及び教育・保育給付の認定変更に係る取扱について

別冊「認定こども園における利用定員及び教育・保育給付の認定変更に係る取扱について」により説明

鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	委員名	所属団体等の名称	備考
1	第1号委員 子どもの 保護者	あさの つるぎ 朝野 剣	市民委員	
2		エルメス けいこ 恵子	市民委員	
3		さめしま え み 鮫島 江美	市民委員	
4		たちきり よしこ 立切 賀子	市民委員	
5		つるだ たかこ 鶴田 貴子	市民委員	
6		やまぐち しょうへい 山口 翔平	市民委員	
7		やまぐち 山口 なつき	市民委員	
8		よねしげ はなこ 米重 花子	市民委員	
9	第2号委員 学識経験者	ほうまん まこと 寶満 誠	鹿屋市医師会	
10		あんらく ひろし 安楽 博史	鹿屋市歯科医師会	⑧
11		もり かつみ 森 克己	国立大学法人鹿屋体育大学	
12		どうぞの えいいち 堂園 栄一	鹿児島県大隅児童相談所	⑧
13		みやわき けんろう 宮脇 健朗	鹿児島県鹿屋警察署生活安全課	
14		そえだ あきひこ 副田 明彦	鹿屋市小・中学校校長協会	⑧
15	第3号委員 子ども・子育て 支援に関する 事業に従事 する者	ふじい みつはる 藤井 光晴	児童養護施設大隅学舎	⑧
16		くがわ ひさし 軀川 恒	鹿屋乳児院	
17		みやした よしあき 宮下 義昭	鹿屋市私立幼稚園協会	
18		ひさの きよし 久野 清志	鹿屋市保育会	⑧
19		しんかわ る み 新川 留美	鹿屋市私設保育園連絡協議会	
20		ありかわ ふみと 有川 文人	鹿屋市学童保育連絡会	
21		しみず なおき 清水 直樹	鹿屋市社会福祉協議会地域福祉課	
22	やなぎだ あきこ 柳田 明子	鹿屋市地域組織活動代表 さくらんぼ倶楽部（母親クラブ）		
23	第4号委員 その他市長が 必要と認める 者	こじま えりな 兒島 依里奈	鹿屋養護学校PTA	⑧
24		かわさき だいすけ 川崎 大輔	鹿屋市PTA連絡協議会	
25		わたなべ まさと 渡邊 正人	鹿屋市民生委員・児童委員連絡協議会	
26		すえよし かつこ 末吉 勝子	鹿屋市母子寡婦福祉会	
27		よしなが こうじ 吉永 浩二	鹿屋市町内会連絡協議会	

【委嘱期間：令和2年5月1日～令和4年4月30日（2年以内）】

鹿屋市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 6 月 27 日条例第 30 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、鹿屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。